

基本構想

(序論・計画の策定に当たって)

- I 計画策定の趣旨
- II 計画のしくみ
 - 1) 計画の名称
 - 2) 計画の位置づけ
 - 3) 計画の構成と期間
- III 計画策定に当たっての背景
 - 1) 時代の潮流
 - 2) 古平町の現状
 - 3) 町民意識

I 計画策定の趣旨

古平町は、昭和46年に最初の総合計画を策定し、以来、社会経済情勢の変化に的確に対応するために昭和56年、平成3年、平成13年と4度の総合計画を策定してきました。

前計画では、『みんながいいき、ほのぼのと、生きがいのある人生をすごすまち』を将来像に掲げ、「人間性豊かなまち」「お年寄りも安心して暮らすまち」「みんなが快適で永く住み続けるまち」さらには「若者が働くまち」を4つの基本目標として、計画に基づく事業を着実に実施してきました。しかし、人口減少に歯止めをかけるには至らず、産業の停滞とあいまって、まち全体が底冷えしている感が否めない非常に厳しい状況となっています。

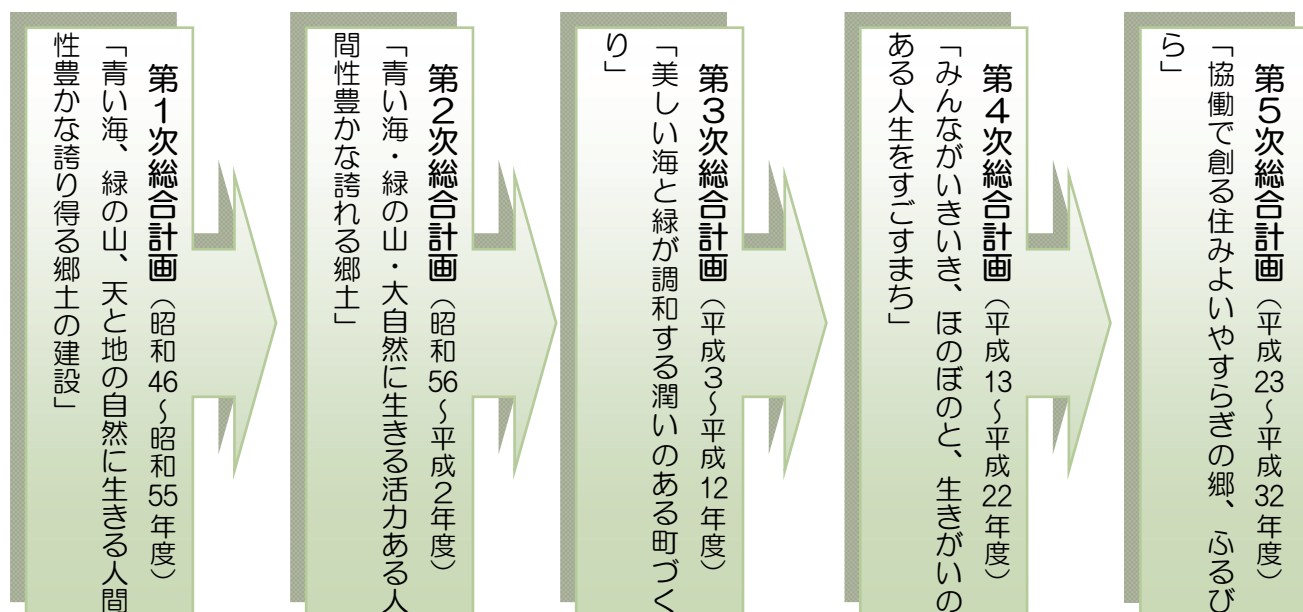
今日、我が国は少子高齢化や人口減少社会に突入し、特に地方公共団体を取り巻く環境は、地方財政の悪化や地方分権の進展、地域間格差など大きな変革期を迎えています。また、町民ニーズも時代の変化とともに常に変化し、多種多様となっています。

このような時代の変化に適切に対処し、これまでも進めてきた町民との協働によるまちづくりをより一層推進するためには、新たな将来像を明らかにし、長期的な視野に立ったまちづくりの指針が必要となります。

そこで、本計画は前計画の理念を継承しつつ、新たな視点も導入し、まちの将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた施策の方向性を示すために策定するものです

なお、計画の策定に当たっては、次の点に留意しました。

- (1) 本町が抱える課題を考慮した重点的な計画づくり
- (2) 町民ニーズの把握と反映、町民との協働による計画づくり
- (3) わかりやすい計画と評価制度導入にあわせて数値目標を掲げた計画づくり
- (4) 庁内における各種個別計画との整合性を図った計画づくり
- (5) 国・道及び社会情勢等の変化に対応した計画づくり



Ⅱ 計画のしくみ

1) 計画の名称

第5次古平町総合計画

2) 計画の位置づけ

- 本計画は古平町のまちづくりに関する計画の中で、最も上位に位置づけられる計画です。
- 国・道が策定している長期計画と整合性を図った計画です。
- 将来に向けたまちづくりの方向性を町内外に示す計画です。
- 町民等と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針となる計画です。

3) 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構成とします。

◆基本構想

町の最上位計画として、まちの将来像を描き、その実現に向かって町民と町が計画的にまちづくりを進めていくため、まちづくり5大目標と施策項目を示した指針です。

計画期間は10年間（平成23～32年度）で、基本計画、実施計画の基礎となるものです。

◆基本計画

基本構想に示したまちの将来像やまちづくり5大目標を実現するための主要施策を明記したものです。

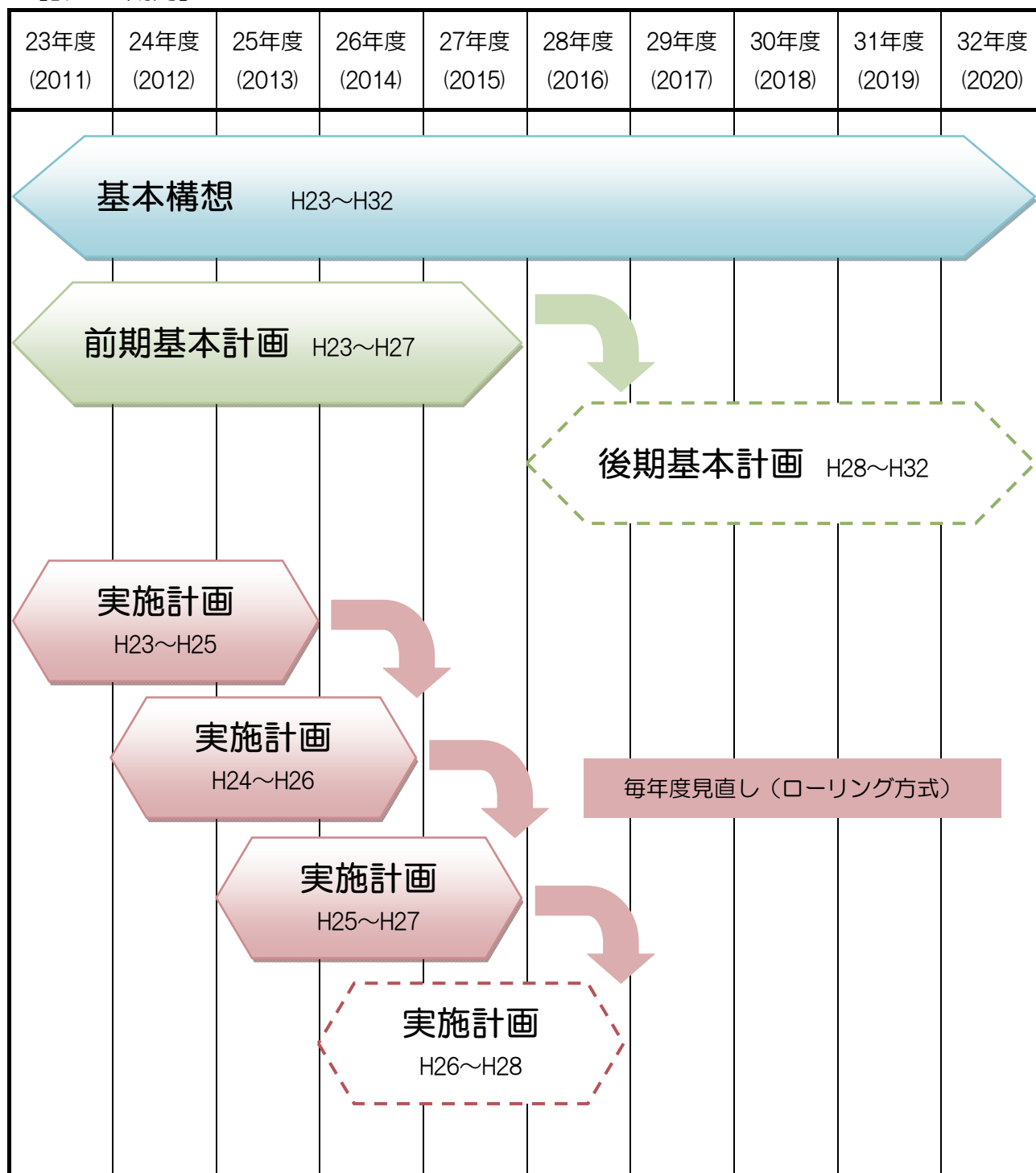
計画期間は前期5年（平成23～27年度）、後期5年（平成28～32年度）です。

◆実施計画

基本計画の主要施策に基づき事務事業等を具体的に明記したものです。

計画期間は3年間としますが、事務事業評価の結果や財政状況等を踏まえ、基本構想の計画期間である10年間、毎年度見直しを行うローリング方式を採用します。

【計画の期間】



Ⅲ 計画策定に当たっての背景

計画を策定するに当たって、時代の変化をとらえ、町の現状や町民意識を把握することが重要であるため、「時代の潮流」「古平町の現状」「町民意識」の3つに分類し、策定背景を整理しました。

1) 時代の潮流

◆少子高齢化と人口減少社会

わが国では急速に少子化が進行しており、平成21年度の※¹合計特殊出生率は1.37と過去最低であった平成17年の1.26から上昇しているものの依然として低い値であります。人口も平成17年の国勢調査で1億2,776万人と減少に転じ、人口減少社会が到来しています。

また農山漁村では、若年層が都市部に移動する傾向が強く、その結果、都市部よりも少子高齢化、人口減少が顕著となっています。

このような少子高齢化や人口減少は、労働力の不足や社会保障費の増加など社会経済に影響や問題を及ぼすと考えられます。

◆環境問題と循環型社会

地球的規模で二酸化炭素などの増加による※²地球温暖化やフロンガスの排出による※³オゾン層の破壊など環境問題が深刻化し、その影響が懸念されています。

そのために、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会構造を見直し、廃棄物の減量化やリサイクルの推進など環境への負荷が少ない循環型社会への転換が求められています。

※1 合計特殊出生率 : 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数のこと。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの

※2 地球温暖化 : 地球表面の大気や海洋の平均気温が上昇する現象のこと

※3 オゾン層 : 地上20～30kmにあるオゾンが多く含まれている空気の層。太陽からの有害な紫外線を多く吸収し地球上の生態系を保護している

◆高度情報通信社会の進展

携帯電話やインターネットなど情報通信技術の飛躍的な発達、地球規模で時間や距離の制約を克服し、あらゆる分野で国内外の情報を入手することや、多くの人々とコミュニケーションを持つことを可能としています。その結果、経済活動の※1 グローバル化が進み、情報の果たす役割が飛躍的に高まっているほか、日常生活においても情報ネットワークを通じて各種サービスが利用できるようになるなど人々の暮らしにも大きな変革をもたらしています。

◆安心・安全に対する意識の高まり

地震や豪雨などの自然災害、子どもや高齢者をねらった複雑化する犯罪、食に関する問題の増加など、日常生活に対する不安は広がっています。

子どもから高齢者まで、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会が求められると考えられます。

◆価値観の多様化

個人の価値観やライフスタイルは、これまでのものにとらわれない、個性を重視したものへと変化してきています。

このような中、地域活動やボランティア活動、文化・芸術・スポーツ活動など「心の潤い」や「自分らしさ」を求める意識が、今後はさらに高まっていくと考えられます。

◆地域主権改革と市民協働

昨今、明治時代以来の中央集権体質を転換する地域主権改革が急速に進んでいます。これは国と地方（都道府県や市町村）の関係を、国が地方に優越する上下の関係から対等な立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へ根本的に転換するもので、これにより地域住民は自ら暮らす地域の在り方について、自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を持たなければならなくなります。

そこで今後は、行政が主体的に政策を形成し、実行する能力を高めることはもちろんのこと、市民のまちづくりに対する関心を高め、まちづくりのパートナーとして協働によるまちづくりを進めることが重要となってきます。

※1 グローバル化 : 経済活動などが国家や地域の境界を越えて地球規模でつながり、広がっていくこと

2) 古平町の現状

◆古平町のあゆみ

古平町は、江戸時代には松前藩の統治下から「古比羅」又は「フルビラ場所」と呼ばれ、ニシン漁場として拓かれました。その後、安政2年（1855）に積丹町神威岬以北への女性の通行が解禁されると定住する人も増え、明治元年（1868）には、2,100人を数えました。

明治2年（1869）になると明治政府によって、「フルビラ」は後志国古平郡として、開拓出張所が設けられ、古平・美国・積丹の3郡を管轄することになりました。

明治35年（1902）には、2級町村制が実施されると、現在の行政区域を管轄する古平郡古平町が誕生しました。

昭和30年（1955）には、人口が10,073人と過去最高に達し、昭和33年（1958）には、二級国道小樽江差線（現国道229号）が整備されたことにより、長い間の懸案であった余市町への小型船による海上交通が解消されました。

近年は、平成8年（1996）に豊浜トンネル崩落という悲惨な経験をしましたが、それを教訓に「安心・安全なまち」「住みよいまち」となるよう、様々なインフラ整備等に努め、今に至っています。

○主要年表

文治5年(1189)	藤原泰衡の残党逃れ来て、東は鷗川から西は余市に至る各地に定住
慶長11年(1606)	松前藩により古平領（古平場所）設定
文禄13年(1700)	第4代岡田弥三右衛門玄正、フルビラ場所と合わせ杓ヶ付場所も請け負う
宝暦元年(1751)	第5代岡田弥三右衛門秀悦、フルビラ場所と合わせ岩内古宇場所も請け負う 厳島神社建立
寛政11年(1799)	幕府の直轄地となる
文政4年(1821)	松前藩の管轄地となる
安政2年(1855)	神威岬以北への女性の通行解禁 幕府により石狩川口調役所が設置、古平に下役在勤所できる
慶応2年(1866)	古平場所、第11代岡田八十次から種田徳之丞外2名に譲られる
明治2年(1869)	場所請負制度廃止 後志国古平郡となり、古平御用所が置かれる
3年(1870)	古平本陣に古平開拓出張所が置かれる
7年(1874)	開拓使古平分署と改称
10年(1877)	汽船豊平丸、小樽～古平間を運航
13年(1880)	開拓使古平郡役所が置かれる 浜中小学校新築
15年(1882)	沢江小学校設置
18年(1885)	稲倉石鉱山発見（当時は金鉱）
35年(1902)	二級町村制実施、古平郡古平町となる

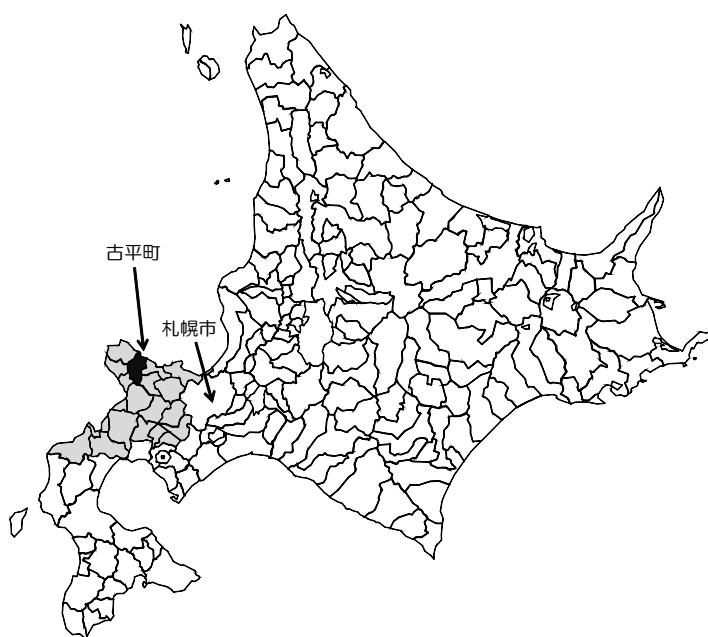
明治39年(1906)	古平～余市間の踏み分け道路が地方費で改修
大正8年(1919)	浜町大火、230戸焼失
昭和2年(1927)	鉄筋コンクリート3階建、役場庁舎竣工
昭和5年(1930)	古平港、船入瀬工事着手
11年(1936)	稲倉石鉱山、マンガン鉱産出全国1位となる
18年(1943)	北海道中央バス、余市古平間運行開始
23年(1948)	北海道余市高等学校古平分校開校
24年(1949)	西部地区大火、720戸焼失
26年(1951)	古平港第三種漁港に指定、修築事業着手
27年(1952)	北海道余市高等学校古平分校が町立古平高等学校として独立
33年(1958)	二級国道小樽江差線古平～余市間（海岸道路）完成
39年(1964)	古平小学校新築
40年(1965)	上水道布設
42年(1967)	国道229号古平～神恵内間開通（現在の道道998号）
43年(1968)	開町百年、記念行事各種執行、町章制定、町立みなと保育所開設
46年(1971)	町立花の木幼稚園開園
47年(1972)	文化会館、鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建落成
48年(1973)	4月伊藤町長他界、名誉町民となる
54年(1979)	町民憲章制定
55年(1980)	古平高等学校新築、道立移管
60年(1985)	古平家族旅行村オープン
平成2年(1990)	第1回たらつり節全国大会開催
4年(1992)	古平大橋完成
7年(1995)	古平中学校新校舎完成、B&G海洋センター竣工
8年(1996)	豊浜トンネル崩落、小樽掖済会病院古平診療所開設 地域福祉センター開設、日本海ふるびら温泉「一望館」開設
14年(2002)	クリーンセンター（一般廃棄物最終処分場）完成
15年(2003)	元気プラザ（高齢者生活福祉センター）完成
16年(2004)	下水道一部区域の供用開始（その後、順次供用開始区域を拡大） 古平、美国、積丹漁協が合併し、東しゃこたん漁協となる
17年(2005)	古平信用金庫が北海信用金庫と合併し、北海信用金庫となる みなと保育所新築移転
20年(2008)	町立花の木幼稚園と町立みなと保育所を統合し、「認定こども園ふるびら幼児センターみらい」となる

◆位置と自然

古平町は、積丹半島の東側中央部に位置し、北は日本海に面し、東・南・西の3方向を余市町など6町村と山地を介して接しています。面積は188.41km²であり、北海道の総面積83,456.58km²の0.23%に相当し、道内179市町村のうち138番目となっています。

（面積は平成22年北海道統計書・総面積より）

総面積の約90%が山林であり、地形は南北に長く、その中央を古平川が縦貫して河口周辺に平坦地をつくり、この地区と西北部を流れる丸山川沿いに人口が集中し、市街地を形成しています。道都札幌市から西に約75kmの距離に位置し、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部で美しい景観に恵まれており、海岸線は浸食によって急峻な崖地となっていますが、山地の起伏は比較的小さく、なだらかです。



気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響により比較的温暖であり、年間の平均気温は約8.3℃、平均降水量約1,000mmとなっています。また、年間※1降雪量と※2積雪量の平均はそれぞれ約853cm、134cmと道内では比較的多いほうであります。

※1 降雪量 : 1日に降った雪の量を累積した量のこと（積み重ねていった量）

※2 積雪量 : 雪の高さのこと。1年間で最も雪の高さが高かった時点を最大積雪量と呼びます

最高・最低・平均気温・雨量

(単位：℃、mm)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
H21	最高気温	9.5	7.0	12.3	18.4	24.8	30.4	24.5	27.5	25.4	21.3	20.0	8.0	—
	最低気温	-10.3	-10.6	-8.8	-2.5	0.5	7.5	13.4	11.6	7.8	0.1	-4.1	-11.2	—
	平均気温	-1.9	-2.7	0.8	6.3	12.1	16.2	18.4	20.0	16.4	11.1	4.2	-1.8	8.3
	雨量	114.5	77.0	65.5	67.0	57.0	68.5	191.0	114.0	60.5	113.0	177.0	129.5	1234.5
H20	最高気温	2.1	6.1	14.1	19.1	25.7	24.0	30.4	29.4	27.0	22.0	15.5	11.9	—
	最低気温	-11.6	-12.6	-8.4	-1.6	-0.5	5.3	11.2	11.0	6.2	1.1	-7.3	-10.0	—
	平均気温	-5.1	-3.7	2.3	7.7	11.1	15.1	20.3	20.2	17.1	11.8	3.7	-0.6	8.3
	雨量	39.5	43.5	29.5	55.0	87.0	27.5	74.0	28.0	74.0	113.0	105.5	193.5	870

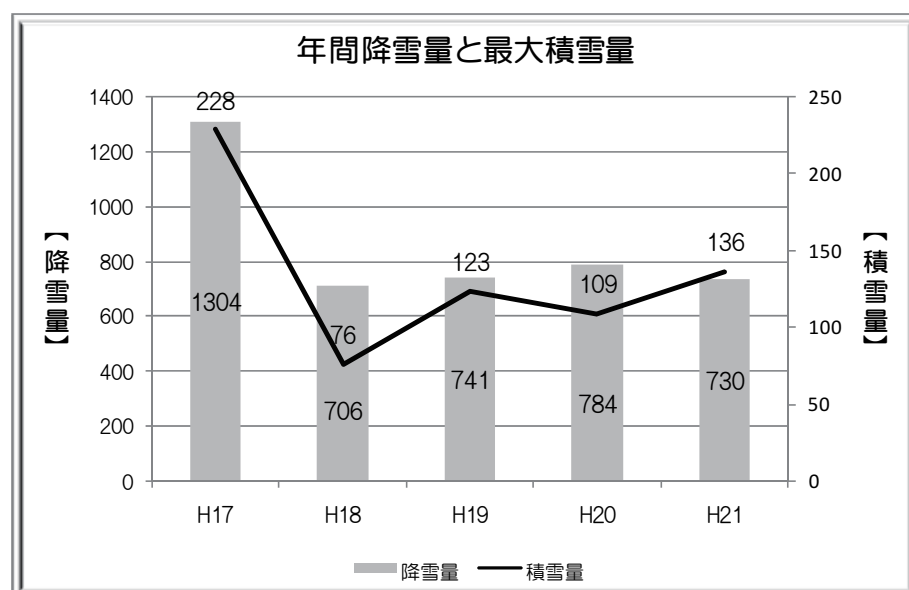
(観測地点：北後志消防組合 古平支署)

月別降雪量・最大積雪量

(単位：cm)

		11月	12月	1月	2月	3月	年間
H21	降雪量	6	200	274	173	77	730
	積雪量	3	58	104	136	105	136
H20	降雪量	24	168	210	263	119	784
	積雪量	16	60	102	109	77	109
H19	降雪量	51	133	253	271	33	741
	積雪量	18	46	83	123	108	123
H18	降雪量	7	212	229	148	110	706
	積雪量	5	51	63	76	71	76
H17	降雪量	34	508	429	240	93	1,304
	積雪量	8	168	218	228	170	228

(観測地点：古平町役場)



◆人口・世帯

古平町の人口は、昭和30年の10,073人が過去最高で、その後は減少が続き、平成17年の国勢調査では4,021人となっています。

人口構成を年齢3区分別にみると、15歳未満人口は昭和30年に3,708人（総人口の36.8%）でしたが、平成17年には355人（同8.8%）となっています。一方、65歳以上の人口は昭和30年に525人（同5.2%）であったのが、平成17年には1,314人（同32.7%）となっており、少子高齢化が顕著となっています。

昭和40年から平成17年までの世帯数の推移をみると、1,912世帯から1,679世帯と233世帯減少しており、一世帯当たりの人員は4.4人から2.4人と2.0人減少し、核家族化が進行しています。

人口・人口構成・世帯数の推移

（単位：人）

	昭和30	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17
人口総数	10,073	9,555	8,446	7,304	6,648	5,901	5,456	4,967	4,654	4,318	4,021
増減率(%)		▲ 5.1	▲ 11.6	▲ 13.5	▲ 9.0	▲ 11.2	▲ 7.5	▲ 9.0	▲ 6.3	▲ 7.2	▲ 6.9
15歳未満(年少人口)	3,708	3,477	2,796	2,108	1,669	1,264	1,011	774	596	439	355
年少人口割合(%)	36.8	36.4	33.1	28.9	25.1	21.4	18.5	15.6	12.8	10.2	8.8
15～64歳(生産人口)	5,840	5,532	5,025	4,526	4,250	3,918	3,667	3,312	3,030	2,682	2,352
生産人口割合(%)	58.0	57.9	59.5	62.0	63.9	66.4	67.2	66.7	65.1	62.1	58.5
65歳以上(老年人口)	525	546	625	670	729	719	778	881	1,028	1,197	1,314
老年人口割合(%)	5.2	5.7	7.4	9.2	11.0	12.2	14.3	17.7	22.1	27.7	32.7
世帯数	1,728	1,892	1,912	1,849	1,849	1,834	1,792	1,810	1,760	1,763	1,679
1世帯当たり人員	5.8	5.1	4.4	4.0	3.6	3.2	3.0	2.7	2.6	2.4	2.4

（資料：国勢調査）

また、前総合計画がスタートした平成13年4月末現在の住民基本台帳人口は4,527人で、平成22年4月末現在の人口3,803人と比較すると724人の減、減少率16.0%であります。

各年人口総数

（単位：人）

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	H13/H22 増減比
人口総数	4,527	4,467	4,403	4,332	4,267	4,152	4,034	3,957	3,880	3,803	—
対前年増減率(%)	—	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.6	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 1.9	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 16.0

（資料：各年4月末現在の住民基本台帳）

◆産業・経済

平成17年の国勢調査の結果によると、古平町の産業別就業者数は第1次産業が313人（全就業者数の15.2%）、第2次産業が761人（同36.8%）、第3次産業992人（同48.0%）となっています。

平成7年の国勢調査の結果と比較すると、第1次産業、第2次産業がそれぞれ1.8ポイント、4.5ポイント減少しているのに対して、第3次産業は6.4ポイント増加しています。

産業別就業者数

（単位：人）

	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	H7/H17 増減
就業別人口	2,966	2,768	2,635	2,609	2,630	2,370	2,066	▲ 564
第一次産業	891	747	593	532	448	310	313	▲ 135
農業	171	132	127	108	102	50	44	▲ 58
林業	32	22	12	8	3	5	4	1
漁業	688	593	454	416	343	255	265	▲ 78
第二次産業	1,089	1,035	1,003	1,103	1,085	938	761	▲ 324
鉱業	92	58	16	7	12	9	5	▲ 7
建設業	516	508	428	405	410	348	248	▲ 162
製造業	481	469	559	691	663	581	508	▲ 155
第三次産業	978	985	1,039	974	1,094	1,122	992	▲ 102
電気・ガス・熱供給・水道業	12	13	11	12	7	5	7	0
運輸・通信業	98	105	104	102	123	120	95	▲ 28
卸売・小売業・飲食店	346	341	387	352	388	296	286	▲ 102
金融・保険業	58	66	69	60	51	40	32	▲ 19
不動産業	2	1					2	2
サービス業	373	357	374	364	430	560	463	33
公務(他に分類されないもの)	89	102	94	84	95	101	107	12
分類不能産業	8	1			3			▲ 3
一次産業就業割合	30.0	27.0	22.5	20.4	17.0	13.1	15.2	▲ 1.9
二次産業就業割合	36.7	37.4	38.1	42.3	41.3	39.6	36.8	▲ 4.5
三次産業就業割合	33.0	35.6	39.4	37.3	41.6	47.3	48.0	6.4

（資料：国勢調査）

農業については、米、野菜、イチゴを中心に生産していますが、農業従事者の高齢化と販売農家数の減少、耕作放棄地が増えている傾向にあります。

農家数・経営耕地・耕作放棄地の推移

	平成7	平成12	平成17
農家数（戸）	73	41	51
販売農家数	53	33	25
うち専業農家	18	16	X
うち兼業農家	35	17	X
自給農家数	20	8	26
農家人口（人）	208	92	120
経営耕地面積（ha）	115.63	72.16	X
うち田	52.15	36.02	X
うち畑（樹園地除く）	63.37	36.14	X
耕作放棄地（ha）	9.73	29.09	X

（資料：農林業センサス）

※X：数値が小さい場合など「X」と表示される。

漁業については、前総合計画がスタートした平成13年からみると、漁業経営体数、従事者数はおおむね横ばい傾向であります。しかし陸揚量、陸揚金額は、沖合域での資源の減少や沿岸の磯焼けなどにより各年に変動はありますが、減少傾向であります。

現在の主な漁獲物は、「ほっけ」「すけとうだら」「たこ類」「えび」「かれい類」であり、総陸揚量の58%を占めています。

漁業経営・陸揚量・陸揚金額の推移

		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
漁業経営体数		79	83	83	79	82	82	81	80	87
海上作業従事者数		189	189	172	168	167	174	173	170	161
陸揚量(トン)		4,783	5,249	6,446	5,122	3,996	3,646	3,299	3,751	3,624
漁業種別	沖合	2,445	2,598	3,211	2,451	1,930	1,706	1,324	1,643	1,844
	沿岸	2,335	2,631	3,220	2,662	2,053	1,931	1,968	2,104	1,776
	海面養殖業	3	20	15	9	13	9	7	4	4
魚種別	ほっけ	877	1042	961	429	328	544	486	764	369
	すけとうだら	605	672	1130	1258	713	338	217	481	450
	たこ類	481	614	798	558	479	537	569	439	529
	えび	339	386	364	269	282	313	271	366	369
	かれい類	309	455	468	453	350	401	421	357	397
陸揚金額(百万円)		1,529	1,641	1,881	1,487	1,365	1,439	1,367	1,589	1,401

(資料：港勢調査)

水産加工業は、魚卵製品加工を主体としていますが、原料の確保難などから各年に変動はありますが、減少傾向であります。

水産製品の生産高・生産額の推移

	平成17		平成18		平成19		平成20		平成21	
	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)	数量(トン)	金額(万円)
冷凍品	1,126	74,575	992	71,562	1,372	68,394	2,235	11,612	2,932	143,833
塩蔵品	2,927	735,349	2,836	621,814	2,477	607,438	2,097	533,764	2,138	510,622
干製品	116	7,692	6	1,233	8	3,031	327	7,842	10	1,620
ゆで物	117	9,144	258	13,973	456	39,777	528	54,068	417	31,724
調味水産加工	21	7,732	65	95,211	125	39,367	202	28,169	262	60,938
塩辛品	26	10,053	74	17,982	61	15,230	17	4,892	20	9,818
その他	400	3,200	285	254	291	3,270	1,151	12,587	806	9,017
合計	4,733	847,745	4,516	822,029	4,790	776,507	6,557	652,934	6,585	767,572

(資料：食品工業動態調査)

商業については、人口減少や町内の景気低迷などにより、購買力が縮小しているほか、余市町などへの購買力流出など厳しい状況にあります。

平成19年の年間販売額はおよそ23億円で、平成9年実績（およそ30億円）の76.9%となっており、商店数、従事者数を同様に比較すると、それぞれ72.5%、69.1%となっています。

商業の推移

	平成9	平成11	平成14	平成16	平成19	H9/H19 増減
商店数	80	74	68	67	58	▲ 27.5
従業者数（人）	272	233	244	213	188	▲ 30.9
年間販売額（万円）	306,777	250,250	250,223	300,824	236,061	▲ 23.1

（資料：商業統計調査）

観光入込数は激減しています。

観光客入込数の推移

（単位：人）

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
入込客数	83,053	85,631	83,064	81,318	71,049
うち宿泊客数	26,921	27,126	9,203	10,172	7,904

（資料：観光客入込客調査）

◆行財政

古平町の行政（役場）組織は、町長部局として6課（27係）1室と出先機関として、ふるびら幼児センターみらいなど8事業所があり、教育委員会には3係と学校給食センターがあります。

議会関係としては、議会議員10名で、議会運営委員会、常任委員会が2委員会（総務文教、産業建設）と議会事務局が置かれています。

農業委員会は、委員9名と事務局（産業課の兼務）が置かれています。

町職員総数は、特別職3名を含め、平成22年4月1日現在で70名となっています。

職員数の推移

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	H17/H22	
							増減数	増減率(%)
職員数	82	80	79	76	73	70	▲ 12	▲ 14.6
うち特別職	4	4	3	3	3	3	▲ 1	—
うち一般職	78	76	76	73	70	67	▲ 11	—

※各年の職員数は当該年の4月1日現在

（資料：給与実態調査）

町の財政状況は、平成21年度一般会計決算では、収入31億2,770万円、支出29億6,190万円で差引1億6,580万円（うち1,290万円は使い道の決まった繰越金）の黒字となっています。

一般会計の平成21年度決算額における歳入項目で最も割合が大きいものは、国から交付される財源である「地方交付税」で全体の53%、続いて「国・道支出金」の22.8%、町民の皆さんからの「町税」収入7.8%、4番目に借金である「町債」6.0%となっており、町税収入が少なく、地方交付税や国・道補助金に依存する財政体質が依然として続いています。

一方、歳出においては、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする行財政構造改革プランに基づいた行財政運営により、職員数や給与カットによる人件費の削減、施設整備を原則凍結し、これによって借入金を抑えられ公債費（借金の返済）の縮減が図られました。

このように町民の理解と協力による行財政構造改革プランの着実な実行に加え、国から疲弊する地域経済及び地方財政への緊急対策が行われたことから、本町の財政状況は平成20年度から健全傾向にあります。

一般会計 歳入（収入）決算比較

（単位:百万円）

	平成17		平成18		平成19		平成20		平成21		平成21/平成17	
	決算額	構成率	決算額	構成率	決算額	構成率	決算額	構成率	決算額	構成率	増減額	増減率
地方交付税	1,364	51.1%	1,401	56.5%	1,511	63.2%	1,562	62.1%	1,659	53.0%	295	21.6
国・道支出金	290	10.9%	260	10.5%	261	10.9%	287	11.4%	714	22.8%	424	146.2
町 税	260	9.7%	262	10.6%	264	11.0%	264	10.5%	244	7.8%	▲ 16	▲ 6.2
町 債	264	9.9%	167	6.7%	116	4.9%	119	4.7%	187	6.0%	▲ 77	▲ 29.2
繰 入 金	201	7.5%	168	6.8%	4	0.2%	48	1.9%	3	0.1%	▲ 198	▲ 98.5
そ の 他	291	10.9%	220	8.9%	235	9.8%	235	9.4%	321	10.3%	30	10.3
合 計	2,670	100.0%	2,478	100.0%	2,391	100.0%	2,515	100.0%	3,128	100.0%	458	17.2

一般会計 歳出（支出）決算比較

（単位:百万円）

	平成17		平成18		平成19		平成20		平成21		平成21/平成17	
	決算額	構成率	決算額	構成率	決算額	構成率	決算額	構成率	決算額	構成率	増減額	増減率
人 件 費	599	22.4%	587	23.8%	544	23.1%	507	20.9%	513	17.3%	▲ 86	▲ 14.4
公 債 費	403	15.1%	488	19.8%	502	21.3%	454	18.7%	436	14.7%	33	8.2
建設事業費	196	7.3%	102	4.1%	25	1.1%	64	2.7%	335	11.3%	139	70.9
扶 助 費	290	10.9%	259	10.5%	266	11.3%	281	11.6%	302	10.2%	12	4.1
維持補修費	132	5.0%	69	2.8%	75	3.2%	78	3.2%	99	3.4%	▲ 33	▲ 25.0
そ の 他	1,049	39.3%	964	39.0%	942	40.0%	1,040	42.9%	1,277	43.1%	228	21.7
合 計	2,669	100.0%	2,469	100.0%	2,354	100.0%	2,424	100.0%	2,962	100.0%	293	11.0

財政健全化判断比率及び基金残高・基金残高比率

		国の示す ガイドライン	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
財政健全化判断比率	実質赤字比率	15%	—	—	—	—	—
	連結実質赤字比率	20%	0.88%	—	—	—	—
	実質公債費比率	25%	17.2%	17.7%	14.9%	12.7%	9.9%
	将来負担比率	350%			105.6%	80.8%	65.6%
基金	基金残高 (百万円)		582	419	433	547	763
	基金残高比率		34.3%	24.0%	23.6%	29.9%	38.5%

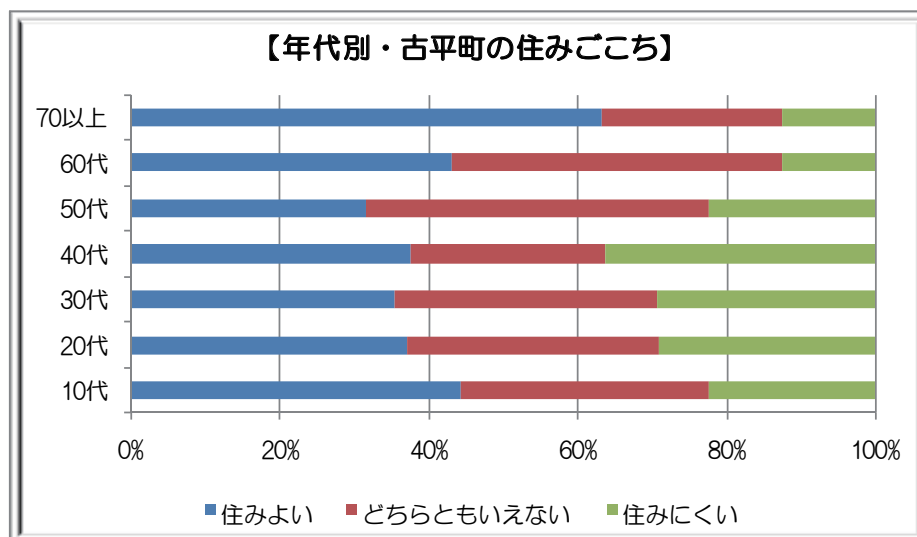
3) 町民意識

町民意識は、平成22年2月に町民1,150人を対象として実施した「第5次総合計画策定に係る町民アンケート調査」（回答数502人 回答率43.7%）で回答された結果から把握しました。

◆古平町の住みごころ

「住みよい」「どちらかといえば住みよい」が全体の43%と低評価となっており、年代が高くなると「住みよい」と感じる割合が高くなっています。

また、今後も古平町へ住み続けたいと考える町民が6割を超える一方、10代は8割が転出したいと考えています。



住み続けたい理由としては

- 第1位 家、土地があるから
- 第2位 仕事があるから
- 第3位 古平町に愛着があるから

転出したい理由としては

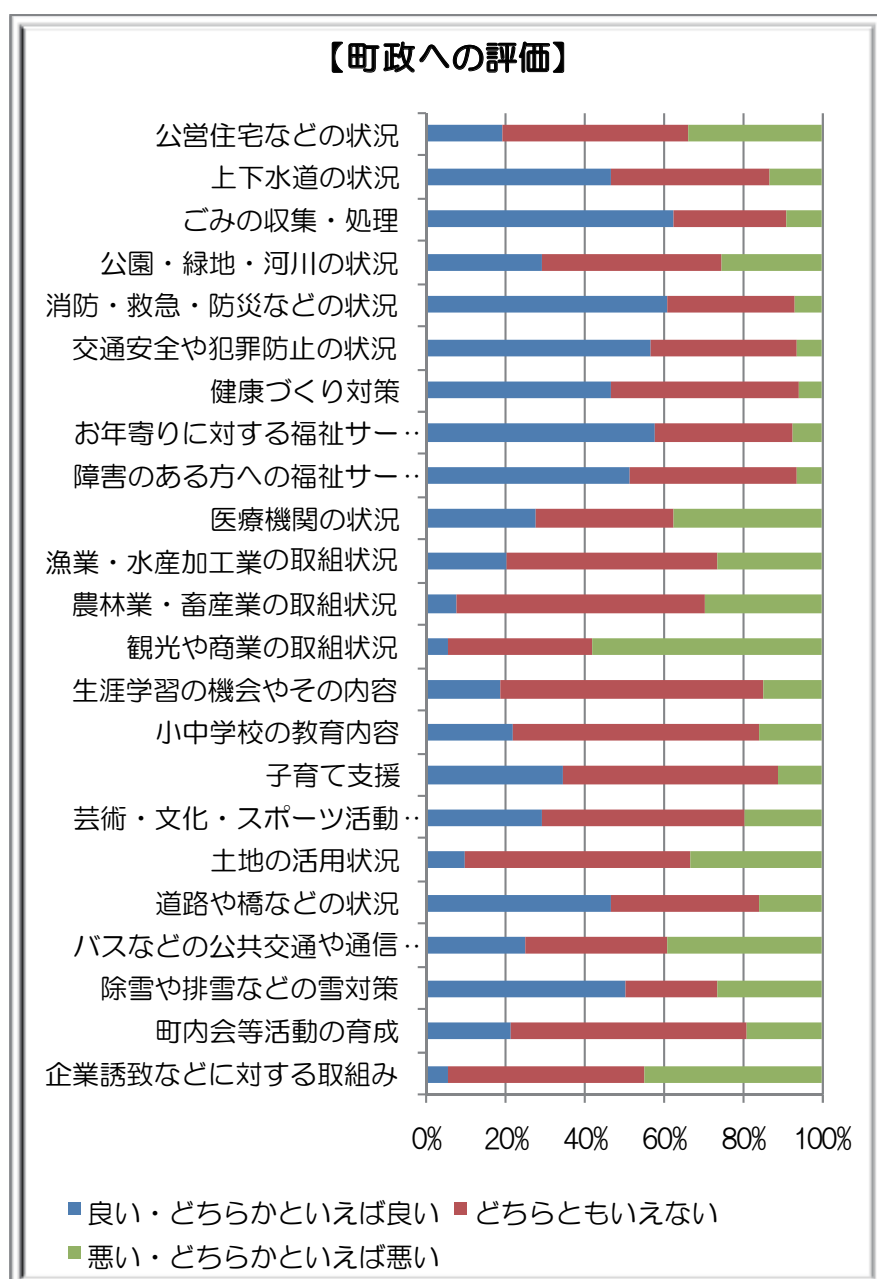
- 第1位 買い物など日常生活が不便だから
- 第2位 医療・福祉の面で不安だから
- 第3位 仕事がないから

◆町政への評価

現在の町政への評価で、良い・どちらかといえば良いと評価の高かった項目は、「ごみ収集・処理」、「消防・救急・防災」、「お年寄りに対する福祉サービス」、「除雪や排雪など雪対策」です。一方、悪い・どちらかといえば悪いと評価の低かった項目は「観光や商業への取組」、「企業誘致などに対する取組」、「公共交通や通信手段」です。

高齢化が進む古平町で、「消防・救急」、「福祉サービス」、「除雪」が高評価であったことは、まち全体としては望ましい限りです。しかし「観光・商業」、「企業誘致」などが低評価なことから、雇用の場や日常生活の買い物に満足していないことがうかがえます。

今後はこの低評価の部分産業政策の1つの柱として、対策を進めなければなりません。



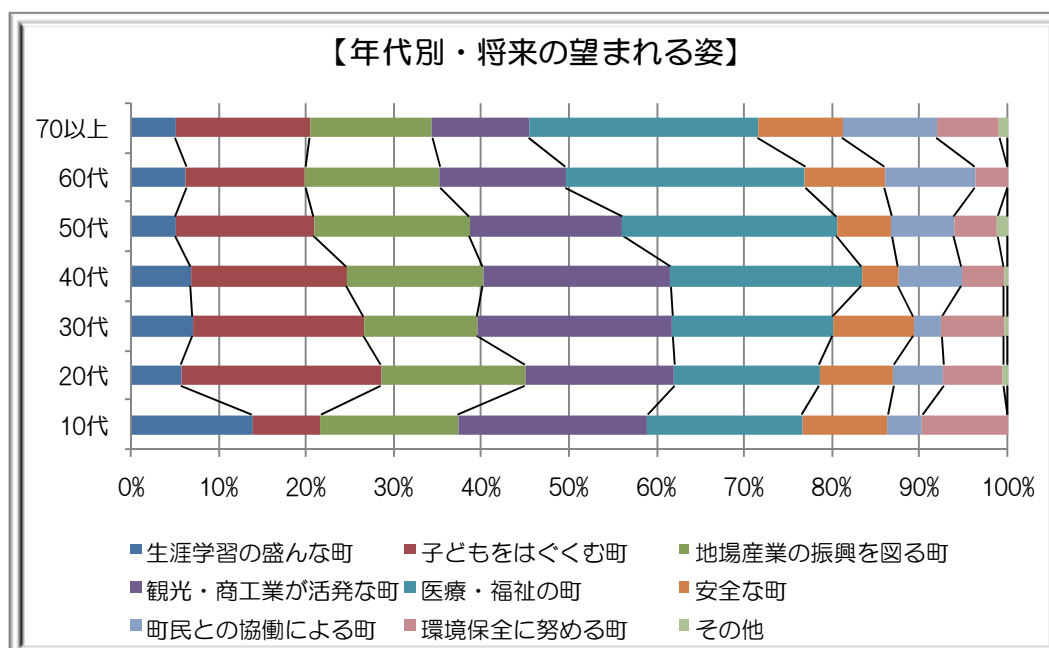
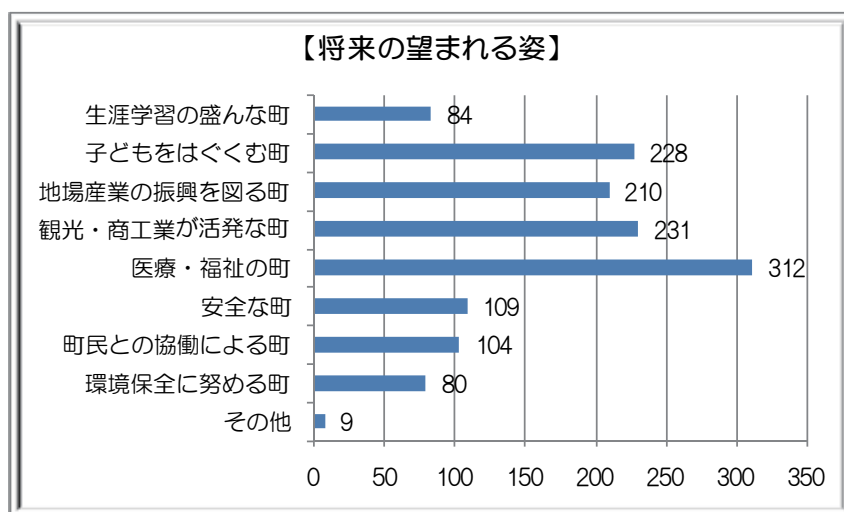
◆将来の望まれる姿

全体として「医療・福祉の町」を望む回答が最も多く、次に「観光・商業が活発な町」、「子どもをはぐくむ町」、「地場産業の振興を図る町」と続いています。

年代別では、10代は「観光・商業が活発な町」を望む回答が多かったのに対し、20～40代では「子どもをはぐくむ町」、50代以上は「医療・福祉の町」を望む回答が多く、年代によって望まれる将来のイメージが変化しています。

これらのことから高齢化が進む古平町の現状から病院や福祉サービスの充実が望まれており、観光・商業、地場産業の振興、子どもをはぐくむという回答から、安定した雇用の場があり、その中で次代を担う子どもを育てられる町が望まれていることがうかがえます。

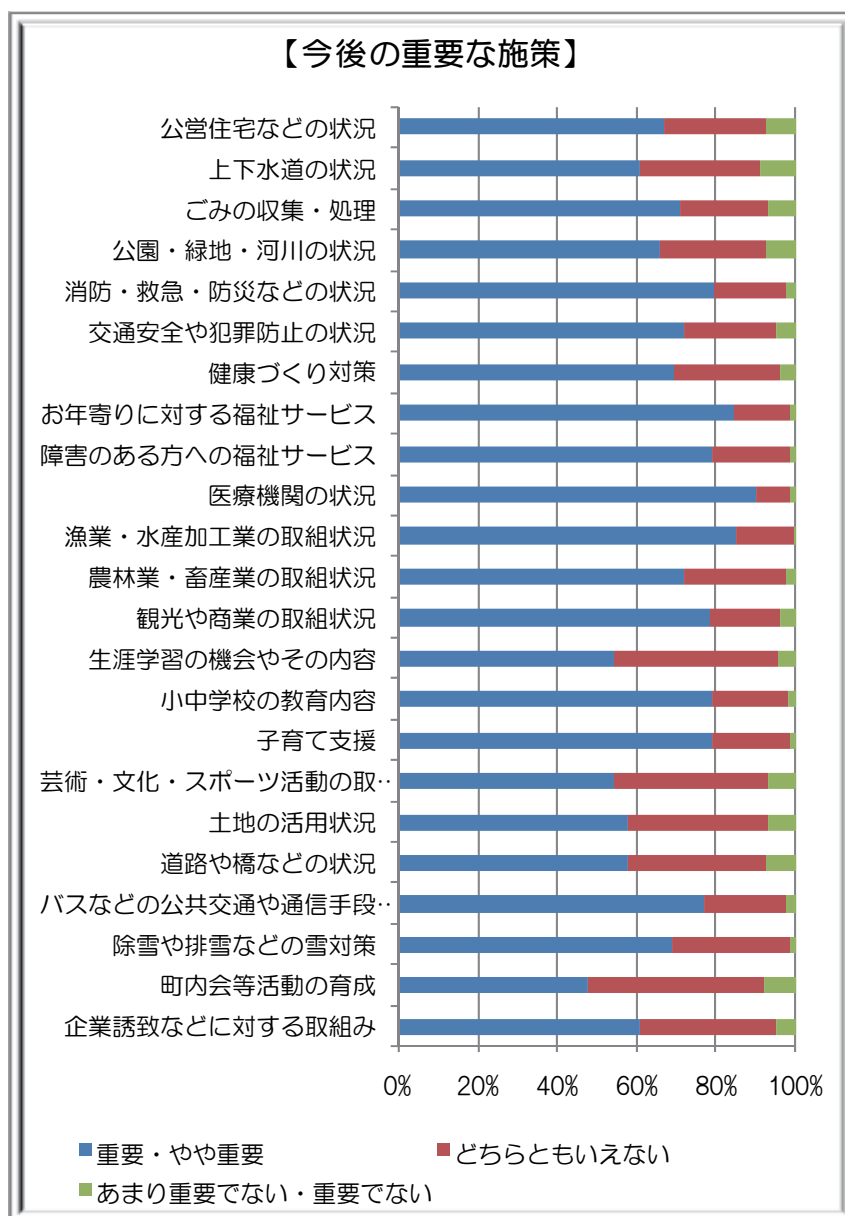
町政への評価の項目と併せて考えても、医療、子育て、雇用、そして産業振興を古平町として、しっかりと対策を立てて進めなければなりません。



◆今後の重要施策（重点的に取組分野）

「医療機関の状況」、「お年寄りに対する福祉サービス」、「漁業・水産加工業の取組状況」が回答の多かった重要施策であります。

この結果は、将来の望まれる姿で回答の多かった項目ともほぼ一致しており、少子高齢化社会の中で「健康で健やかに暮らしたい」という願いがあることがうかがえます。



基 本 構 想

(古平町の目指す姿)

- I まちの将来像
- II 将来人口
- III 計画の体系
- IV 土地利用の基本方針
- V まちづくり5大目標とその方向性

I まちの将来像

協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら

『協働で創る』とは・・・

「計画策定に当たっての背景」の「地域主権改革と市民協働」（P 6）でも記述したように国と地方の関係は、中央集権から「地域住民が自ら暮らす地域の在り方について、自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を持たなければならない」という地域主権型社会へ変わろうとしています。

まちの限られた財源を有効に使い、住みよい古平町とするためには、そこに住んでいる町民自体が、行政サービスを受けるだけでなく、自らが担い手として、様々な形でまちづくりへ参画し、行政（役場）と一緒に考え、行動することが今後は重要になってきます。

また、行政も町民と一緒に考え、行動し、問題意識を共有することで、町民ニーズや価値観を深く理解することができ、行政経営の効率化やまちづくりに対する新たな考え方を発見することにつながります。

このようにして町民も役場もそれぞれの立場で役割分担し、主体的に行動し、それぞれの出来ることに責任を持ちながら、補完し合い、”住みよいやすらぎの郷、ふるびら”を創っていくことです。

『住みよいやすらぎの郷』とは・・・

- ・子どもたちが、青い海や緑の山々など溢れる大自然の中で元気に遊び、他人を思いやるやさしい心を身につけられる郷
- ・どの年代の町民も健康な生活を送り、必要な時に安心して受けられるサービスや医療が整っている郷
- ・田舎のまちではあるが、安全な道路やおいしい水、行き届いた除排雪など一生涯、住み続けたいと思える郷
- ・漁業や農業、水産加工業などの産業が、新しい知識や技術を導入し、新しい販路を開拓する、さらには観光と結びつき、多くの若者が額に汗をして働ける郷
- ・まちの人同士が笑顔であいさつを交わし、町内会などを単位として心の通った活動で、地域みんなが一体となれる郷

Ⅱ 将来人口

平成17年国勢調査での本町の人口は4,021人で、※1コーホート法による人口推計では、計画の最終年である平成32年には、おおよそ3,030人になると計算されます。

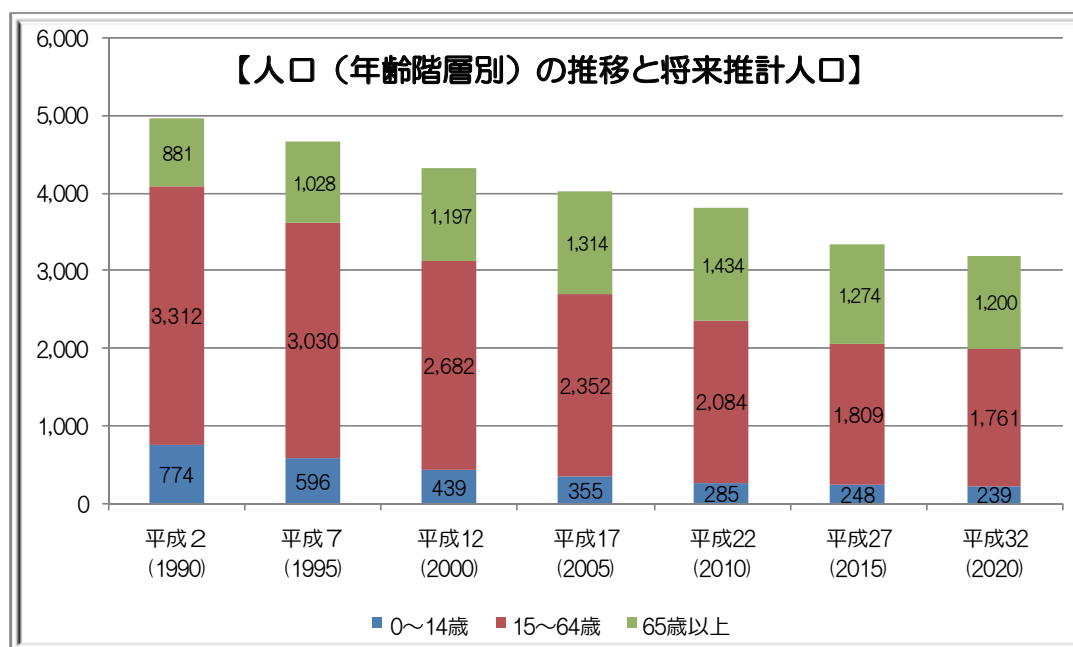
国全体が少子高齢化、人口減少しており、本町でも町外転出による社会減のみならず、死亡数の増加と出生数の減少による自然減で、人口減少に歯止めがかからない厳しい状況が続いています。

このような中で、町の人口増加を見込むことは非常に難しいものがありますが、本計画による各施策の着実な推進はもちろん、子育て支援、定住対策及び地域産業の連携など様々な効果的な施策の展開により、人口減を最小限に抑え、計画最終年の人口を「3,200人」と設定します。

人口(年齢階層別)の推移と将来推計人口 (単位:人)

	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	平成32 (2020)
0～14歳	774	596	439	355	285	248	240
15～64歳	3,312	3,030	2,682	2,352	2,084	1,809	1,760
65歳以上	881	1,028	1,197	1,314	1,434	1,274	1,200
計	4,967	4,654	4,318	4,021	3,803	3,331	3,200

平成2～7は国勢調査人口。平成22は4月末現在の住民基本台帳人口。平成27はコーホート法による推計人口。平成32はコーホート法による推計からの目標人口。



※1 コーホート法 : 男女別5歳階級別人口の国勢調査における5年間の増減率を算出し、その増減率が今後も継続すると仮定して、男女別・年齢別人口を推計する方法のこと

Ⅲ 計画の体系

協働で創る住みよいやすらいの郷、いんぎら

郷土を愛する豊かな心を育て、地域文化を創造するまち

【施策項目】

- ①子育て支援 ②学校教育 ③社会教育

健康で生きがいと支え合いのあるまち

【施策項目】

- ①健康 ②医療 ③高齢者福祉 ④障がい者福祉 ⑤生活福祉
⑥国民健康保険

安心・安全・快適な住みよいまち

【施策項目】

- ①都市計画 ②道路・河川 ③住宅 ④上下水道 ⑤交通
⑥火葬場と墓地 ⑦廃棄物処理 ⑧環境衛生 ⑨防災・危機管理
⑩消防・救急 ⑪交通安全と防犯 ⑫除排雪

魅力ある資源を生かす地場産業の活性化したまち

【施策項目】

- ①漁業 ②農業 ③畜産業 ④林業と森林保全 ⑤水産加工業
⑥商業 ⑦観光 ⑧雇用と労働

みんなで考え、力を出し合う、自立したまち

【施策項目】

- ①広報・広聴と情報公開 ②行財政 ③コミュニティ活動

IV 土地利用の基本方針

本町は188.41km²（おおよそ18,800ha）の面積を有しており、このうち宅地などの可住地が1.4%、森林などの非可住地が98.6%となっています。

このように海と山に囲まれ、可住地の少ない地形的な特徴や自然環境の保全に十分配慮しながら、秩序ある土地利用を目指します。

地目別土地面積

可住地			非可住地					計
田	畑	宅地	山林	うち森林	原野	雑種地	その他	
1.02km ²	0.79km ²	0.95km ²	168.07km ²	30.11km ²	4.55km ²	2.34km ²	10.69km ²	188.41km ²
0.5%	0.4%	0.5%	89.2%	16.0%	2.4%	1.3%	5.7%	100.0%

（資料：H22北海道統計書・地目別土地面積より）

◆農業地域

※¹ 農地流動化を促進し、優良農地を確保するとともに、※² 遊休農地や※³ 耕作放棄地の効果的な活用及び新規就農対策を推進しながら適切な農業地の保全に努めます。

◆市街地地域

豊かな自然環境との調和を基本とし、良好な住環境や交流・にぎわい機能の創出など利便性の高い地域となるよう計画的な整備を進めます。そのために※⁴ 都市計画マスタープランの策定を視野に入れます。

◆自然保全地域

本町の土地のおおよそ90%が山林であり、土砂流出や崩壊を防止する国土保全機能や渇水の緩和・水質の浄化を行う水源かん養機能、さらには地球温暖化防止の気候保全機能などの重要な役割を担っています。そこで、森林の保全・管理と併せて、いやしの場など多面的な利用を進めます。

また、日本海沿岸は二セコ積丹小樽海岸国定公園の指定地域となっており、美しく雄大な景勝地が数多く存在します。これらの美しい自然を守り続けるため、行政だけでなく町民と一体となった自然保護意識の高揚に努めます。

◆土地保全地域

森林の保全、河川の改修・強化により治山・治水事業を進めるとともに、高波・高潮による海岸浸食への対策など防災対策を推進します。

※¹ 農地流動化 : 遊休農地等の土地取引や土地分合などにより、柔軟かつ有効な農地利用を行うこと

※² 遊休農地 : もともとは耕作されていたが、過去1年間耕作されていない農地のこと

※³ 耕作放棄地 : 人手不足で過去1年間耕作されていなく、今後も耕作する予定がない農地のこと

※⁴ 都市計画マスタープラン : まちの将来像や都市計画の方向性を総合的かつ詳細に定めた都市計画の基本方針のこと

V まちづくり5大目標とその方向性

古平町が掲げるまちの将来像を実現するために、町政を「教育・文化」「健康・福祉」「生活・環境」「産業・観光」「行政・財政」に5分類し、【まちづくり5大目標】を設定しました。

【まちづくり5大目標】は、32の施策項目により構成され、施策項目ごとに次のとおり目指すべき方向性を明らかにしました。

郷土を愛する豊かな心を育て、地域文化を創造するまち

1) 子育て支援

町民が安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかにはぐくまれる環境づくりに努めます。

そのために町民ニーズに対応した保育サービスの充実や地域全体で子育て支援を進めることに取り組みます。

2) 学校教育

児童・生徒が自ら考え、行動する能力や他人を思いやる心などの「生きる力」を身につけるため、小中学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を行います。

また、危険校舎である古平小学校の改築や教職員住宅の整備を行うこと、さらには一人ひとりの能力と適性に応じた特別支援教育に努め、信頼される学校づくりを進めます。



古平小学校での授業風景

3) 社会教育

心豊かで生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができる生涯学習社会を目指します。

そのために各年代のニーズを的確に把握し、それぞれに適した学習機会や学習情報の提供に努めます。さらに次代を担う青少年の健全な育成や高齢者の生きがいづくりの支援、学習施設の整備にも努めます。

心豊かにする芸術文化に町民だれもが、親しみ・接することができるよう芸術鑑賞や発表の機会をつくることに努めます。また、町内文化団体の活動支援や郷土の歴史継承と文化財の保護活用に取り組みます。

町民だれもが健康で明るく活力のある生活を送ることができるよう、様々なスポーツに親しめる機会をつくることに努めます。また、町内スポーツ団体等の活動支援や町民が利用しやすいスポーツ施設の整備に取り組みます。



海洋クラブによるカヌー教室

健康で生きがいと支え合いのあるまち

1) 健康

町民の誰もが心身ともに健康で充実した人生を過ごせるまちを目指します。

そのために町民一人ひとりが、健康的な生活習慣を確立するよう支援するとともに、健診や予防接種などで病気の発生や悪化を防ぎ、子どもから高齢者までの健康づくりに取り組みます。



住民健診

2) 医療

町民がいつでも必要な医療を受けられ、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

そのために町内の医療機関の安定経営に様々な支援を行うとともに、近隣市町村の医療機関と連携し、広域的な医療体制の充実に努めます。

3) 高齢者福祉

高齢者が生きがいを持ち、元気で安心して暮らせるまちを目指します。

そのために各事業者等と連携を図りながら、住み慣れた自宅や地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、高齢者が少しでも永く自立生活が続けるための相談・指導・教室を組合せ介護予防対策に努めます。さらに認知症高齢者や介護者を地域で支えるために福祉ボランティア団体等への支援や育成を推進し、地域ネットワークづくりを進めます。

4) 障がい者福祉

障がいのある人が、必要なサービスを自ら選択し、地域と関わりながら安心して暮らせるまちになるように目指します。

そのために社会活動の参加の妨げになっている要因を取り除き、各種サービスや相談・支援体制の充実に努めます。

また、障がいに対する町民の理解が深まるようにも取り組みます。

5) 生活福祉

ひとり親（母子・父子）世帯や生活困窮世帯が、経済的にも自立し、安心して暮らすことができるよう、各種制度の活用など様々な相談に応じられる相談体制の充実に努めます。

そのために社会福祉協議会や民生委員などと連携します。

6) 国民健康保険

被保険者の健康管理を行いながら、医療費の適正化に努め、国民健康保険事業の健全な財政運営を目指します。

また、後志広域連合による国民健康保険事業を推進します。

安心・安全・快適な住みよいまち

1) 都市計画

豊かな自然環境との調和を基本とし、人口減少や少子高齢化などの社会動向を考慮した町民みんなが快適に生活できるまちを目指して、秩序ある市街地形成に努めます。

そのために国道の再整備動向に併せた市街地整備や地籍調査の実施を検討します。

2) 道路・河川

町民の利便性や安全性を向上させるため、国道や道道の整備要望を関係機関に行うとともに、町道の適切な維持管理に努めます。

また、水害による大きな被害を防ぐため河川の護岸整備や町民との協働による河川環境整備等に取り組みます。

3) 住宅

古平町への定住を進めるため、入居者等のニーズに対応した住宅の整備に努めます。

また、公的住宅については、計画的な建替えや改善に取り組みます。



清住団地（H16公営住宅）

4) 上下水道

安全で良質な水道水の安定供給を行うため、老朽化した水道施設の改修等を進めます。さらに下水道未整備地区の解消や接続率の向上を図りながら、生活環境の改善と水質保全に努めます。

また、上下水道会計の効率的な経営や健全な経営に努めます。

5) 交通

町民生活を支える大切な交通手段である路線バスやコミュニティバスの運行確保に努めます。



コミュニティバス

6) 火葬場と墓地

町民の利便性を向上させるとともに、火葬場と墓地の適切な維持管理に努めます。

また、老朽化している火葬場については、計画的な改修や建替えを検討します。

7) 廃棄物処理

町民や事業者との協働により環境にやさしい循環型社会をつくりだすことを目指します。

そのために町民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、ごみの3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「資源化（Recycle）」の取組を進めていきます。

また、近隣町村と連携し、広域的にし尿や汚泥などの適切な処理に努めます。



ごみ収集

8) 環境衛生

町民の生活環境の維持・向上に努めます。

そのために町民との協働により環境美化運動などを進めます。

9) 防災・危機管理

地震、津波及び洪水などの自然災害から町民の生命や財産を守るため、防災対策を進め、安心・安全なまちづくりを進めます。

そのために一斉情報伝達手段の整備や町民の防災意識の高揚に努めます。

10) 消防・救急

町民の生命や財産を火災や災害から守り、安心・安全なまちづくりを進めます。

そのために消防・救急体制の整備強化や町民の防火意識を高めるよう取り組みます。

また、近隣町村との広域応援体制を確立しながら、消防業務の広域化を検討します。



救急車（H21 購入）

11) 交通安全と防犯

警察などと協力して、交通事故や犯罪を未然に防ぎ、明るく住み良いまちづくりに努めます。

そのために交通安全や犯罪に対する町民の意識を高めることなどに取り組みます。



防犯協会による歳末パトロール

12) 除排雪

北海道の厳しい冬場でも、安全で快適な生活が確保できるよう努めます。

そのために除雪・排雪体制の充実や町民との協働による雪対策を進めます。



町道の排雪

魅力ある資源を生かす地場産業の活性化したまち

1) 漁業

資源管理型漁業への推進に努め、本町の基幹産業である漁業の安定化に努めます。

そのために漁場の回復や栽培漁業への支援、さらには衛生管理型漁港への転換などに取り組みます。

また、水産物の付加価値を高めることや就業環境の改善に取り組み、漁業経営の安定を目指します。

2) 農業

農地の集積化を図り、農用地の保全や遊休農地の防止に努めます。さらに高度な営農技術と優れた経営能力を備えた次代の担い手を育成するとともに、古平町への新規就農対策を強力に進めます。

また、多様化する消費者ニーズに的確に対応し、良質で安全な農作物の安定生産を目指します。

3) 畜産業

肉牛生産については、畜産農家が少数であることを踏まえ、今後のあり方を検討します。



ウニ種苗放流



稲刈

4) 林業と森林保全

緑地環境の保全や水資源の確保など森林の持つ、様々な機能を生かすため、森林の保全整備を進めます。

そのために民有林（町有林・私有林）を国の補助制度を利用しながら、計画的に整備していきます。

また、自然を保護し森林資源を町民との協働により造りだす、緑化の推進に努めます。

5) 水産加工業

消費者が安心・安全と考える水産加工品を供給し、付加価値を高めることや、消費者ニーズに対応した新製品の開発などにより、新しい販売ルートの確立に努めます。

そのためにHACCP等の高度な衛生管理システムの導入に向けた支援に取り組みます。

6) 商業

観光と連携し、町民ニーズに応えた魅力ある取組を行い、町外への購買力流出阻止に努めます。

また、商業を取巻く環境の変化に対応するため、後継者の育成など経営基盤の強化を目指します。

さらに町民が悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう、消費者被害を未然に防ぐとともに、消費者自身が意識や知識を高めるよう取り組みます。

7) 観光

豊かな自然や新鮮な海の幸など古平町の様々な資源を活用した「観光まちづくり」を推進し、基幹産業として発展するよう目指します。

そのために観光地としての条件整備や新企画イベントの創設に努めるとともに、観光客のニーズに対応した観光情報の発信に取り組みます。

8) 雇用と労働

地元企業の育成や地域の特性を生かした企業誘致などにより、雇用の場の確保に努めます。

また、季節労働者や出稼ぎ労働者の安定就労にも支援を行います。

そのため若年層の町外流出や急速な高齢化の進行などの社会状況を踏まえ、就業形態の多様化や労働者の意識変化を的確に把握し、ハローワークなどと連携し、就業支援に取り組みます。

みんなで考え、力を出し合う、自立したまち

1) 広報・広聴と情報公開

重要な施策や地域の課題を町民との協働により進める体制を確立します。

そのためにわかりやすい情報提供に心掛け、多くの町民の声を行政に活かすための広報・広聴制度の充実を進めます。

また、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開制度を充実し、町民との情報共有に努めます。

2) 行財政

地域主権により、自らの責任と判断で魅力あるまちづくりを進めることや将来にわたって健全な財政運営を行うことが求められています。

そのために役場組織の見直し、職員の資質向上、財源の確保及び事務事業の見直しなど行財政改革を継続して実施します。

交通網や情報網の整備が進み、町民の日常生活圏が拡大していることを踏まえ、近隣市町村同士の住民交流、経済交流、公共施設等の相互利用など広域連携を推進します。

また、より効率的な体制づくりの一貫として、近隣市町村が互いに連携し、事務を共同処理する広域行政を積極的に推進します。

3) コミュニティ活動

まちづくり団体やその人材育成に取り組み、町民自らが地域の課題解決や魅力ある地域づくりを行えるよう努めます。

そのためにコミュニティ意識を高めるための施策や支援、活動拠点となる集会所等の整備を行います。